

岐阜県公報

第二千五百八十号
平成二十六年九月十二日

(金曜日)

目次

告示

有害図書類の指定

(私学振興・青少年課) 五八三

総合特別区域法に基づく指定法人の指定の変更

(新産業振興課) 五八三

第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更

(農政課) 五八四

急傾斜地崩壊危険区域の指定

(砂防課) 五八四

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正

(同) 五八五

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 五八五

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業・金融課) 五八六

公共測量の実施

(用地課) 五八七

土地改良区役員の退任

(西濃農林事務所) 五八七

告示

岐阜県告示第五百三十二号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十一条第一項の規定により次のものを有害図書類として指定した。

平成二十六年九月十二日

岐阜県知事 古田 肇

1 有害図書類

書名	図書の種別	著者	発行所、発行者名
雑誌	チャンプロード	2014.10月号	株式会社

2 指定年月日

平成26年9月12日

3 指定理由

著しく犯罪又は自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百三十二号

総合特別区域法(平成二十三年法律第八十二号)第二十六条第一項の規定により指定した指定法人について、次のとおり変更があったので、総合特別区域法施行規則(平成二十三年内閣府令第三十九号)第十七条第十項の規定により告示する。

平成二十六年九月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	株式会社光製作所	主たる事務所の所在地	指定年月日	変更前	変更後	指定有効期限
	羽島郡笠松町中野二四八番地の三		平成二五・三・三	平成二七・三・三	平成二七・二・三〇	

岐阜県告示第五百三十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を認可したので、同条第七項の規定により告示する。

平成二十六年九月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

漁業権者の名称及び住所	免許番号	変更の内容	遊漁規則施行の日
海津市漁業協同組合 海津市海津町萱野二〇五番地五	内共第三号	次のとおり	平成二十七年一月一日
長良川中央漁業協同組合 美濃市曾代一番地の三	内共第十六号 内共第十八号	次のとおり	平成二十六年七月七日

（「次」は省略し、岐阜県農政政部農政課水産振興室に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百二十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年九月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域名 区 域

真長寺 2	次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すのとおりとする。） 岐阜市大字三輪 字川北 七七五番 一号 七七六番 一二号 字井ノ洞 九六七番 三号、四号及び五号 字川北 七七四番 二 六号 七七四番 一 七号 七七四番 一 八号
-------	--

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百三十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年九月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域名 区 域

福 富 3	次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すのとおりとする。） 岐阜市大字福富字北山 一一二番 一号から七号まで、九号及び十号 一一二四番 三 四 八号
-------	--

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百三十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年九月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域名	区 域
マコモ1	次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 高山市松之木町 一六四三番一 一号及び二号 一六四五番 三号 一六五三番 四号 一六五八番 五号 一六五六番一 六号 一五一八番二 七号 一六五五番二一 八号 一五四一番八 九号 一五四一番一〇 十号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百三十八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和五十五年岐阜県告示第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

なお「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

表小谷の項を次のように改める。

小 谷	地番	号
字小谷上	三六四九番一	一号から六号まで
字小谷	七二〇番一	十号
字小谷上	七〇五番二	十一号
字小谷上	三六四八番一	十二号及び十三号
字小谷	六九五番二	十四号
字小谷	七二七番	十五号
字小林	七三〇番三	十六号
字西谷	七六〇番二	十七号
字西谷	七八二番一	十八号
字西谷	七八四番一	十九号
字西谷	八〇〇番四	二十号
字下西谷	八〇二番	一号
字下西谷	三六五一番	二号及び三号
字下西谷	三六五〇番	四号及び五号

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、保安林を除く。（次の図に示すとおりとする。）
不破郡関ヶ原町大字今須字西谷

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第一項

の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年九月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年八月十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ひかりの家
- 三 代表者の氏名 柳橋 廣志
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市前平町三丁目三〇番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、精神障害者通所者に対して精神安定の場を提供しつつ社会復帰に向けて支援することに関する事業を行い、地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年九月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年九月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年九月二日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社クスリのアオキ

三 建物の名称及び所在地

クスリのアオキ北方高屋店

本巣郡北方町高屋伊勢田一丁目六番

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）クスリのアオキ北方高屋店

（変更後）クスリのアオキ北方高屋店

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）代表取締役 青木保外志

（変更後）代表取締役 青木宏憲

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年九月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び飛騨振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年九月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年九月二日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社くらや

三 建物の名称及び所在地

くらやホームセンター本店

高山市昭和町一丁目二三番地の一 外

四 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 三箇所

(変更後) 四箇所

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により養老町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年九月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

養老町

二 作業種類

公共測量(数値図化、数値地形図修正及び都市計画基本図作成)

三 作業期間

平成二十六年八月一日から

同 二十七年二月二十八日まで

四 作業地域

養老郡養老町

土地改良区役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年九月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	五三土地改良区	平成 二六・三・三六	退任 年月日	役名 氏名	住 所
				監事 北川 眞	養老郡養老町船附 八六二番地

平成二十六年九月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社